

埼玉県精神保健福祉審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
 - 二 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
 - 三 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 専門委員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第七条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第八条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第九条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十条第三項の規定により委員に任命されている者は、この規則の施行の日に、第三条第一項の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成十九年三月三十日規則第四十三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。